

○茨城県立医療大学長の任期の特例に関する規程

〔 平成28年7月27日
医療大訓第2号 〕

年度途中に任用される茨城県立医療大学長の任期については、茨城県立医療大学長選考規程第16条の規定にかかわらず、任用の日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

付 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。